

土木工事安全施工技術指針の主な改定内容

- 安衛則などの関係法令に対応するため、土木工事安全施工技術指針を改定。

土木工事安全施工技術指針

- 国土交通省で行う一般的な工事の安全施工の技術指針
- 「労働安全衛生法」「労働基準法」「労働安全衛生規則」「建設工事公衆災害防止対策要綱」「火薬類取締法」「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」等を参考に、国土交通省所管工事に適用できるように作成
- 工事の設計、施工、監督にあたっての安全施工に向けた参考活用を目的

改定内容(抜粋)

①安衛則の改正を踏まえた記載内容の改定（安衛則の改正内容を反映）

第2章 安全措置一般 第1節 作業環境への配慮

2. 強烈な騒音を発生する場所等での必要な措置

- (1) 強烈な騒音を発生する場所であることを、**見やすい箇所に**明示するとともに作業員へ周知させること。

②高圧則の改正を踏まえた記載内容の改定（高圧則の改正された表現を反映）

第10章 圧気工事 第2節 圧気作業

6. 高圧室内作業の管理

- (5) 減圧に要する時間を**高圧室内業務従事者**に周知させること。